

## 厚真町E Cサイト運用支援事業補助金交付要綱 逐条解説

本要綱において逐条解説が必要と考えられる条項について、以下のとおり解説する。

### (通則)

第1条 町内事業者等（以下「事業者等」という。）に対する厚真町E Cサイト運用支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 【解釈及び運用】

本条は、本補助金の交付に関し、運用の指針となるものです。

### (目的)

第2条 この要綱は、新たな販路開拓及び顧客確保を目指すため、E Cサイトを活用した取組を行う事業者等に対し、補助金を交付することにより、地域経済活性化の推進を図ることを目的とする。

### 【解釈及び運用】

本条は、この要綱の制定目的を簡潔に表現したもので、要綱全体の解釈の指針となるものです。

インターネットが普及し、従来は、店舗による対面販売が主であった事業者においても、E C（電子商取引）を活用し、これまで遠方により顧客になりえなかった者を対象とした新たなビジネスが可能となっています。

本町においても地域経済活性化を図るためには、これまで以上の顧客の抱えこみが必要であることから、本事業によりE Cサイトの導入又は更なる活用の支援を行いたいと考えます。

これからE Cサイトを始める者、すでにE Cサイトを使用しているが、新たな手法によるE C展開をしていきたい者、E Cビジネス規模を拡大させたい者が使用できるものとします。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) ECサイト インターネットなどの通信ネットワークを利用し、商品又はサービスの商取引を行うウェブサイトをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で定める中小企業者をいう。
- (3) フルスクラッチ型 原則、既存のプログラムまたはソフトウェアを使用せずゼロの状態から最も自由度の高い開発を行うことができる手法をいう。
- (4) ストアフロント型 決済代行会社並びに管理画面及びサイトデザインといった電子商取引を行う上で必要な機能が備わったパッケージを利用して開発ができる手法をいう。
- (5) モール型 多数の企業や商店のECページが集まった出店形式であり、独自ドメインの取得及び決済代行会社の設定等は、ECページ作成のためのプラットフォーム利用をすることができるが、他の手法に比べデザイン等の開発自由度が低い手法をいう。

【解釈及び運用】

本要綱内における言葉の定義づけを行うものです。

補足が必要な号のみ次のとおり記載します。

(1)～(2) 補則省略

(3) ECサイトを作成する上での手法を定義づけています。

地域通貨決済を可能にする、他のアプリケーションと連携する等、複雑な設定であっても可能である一方、費用負担としては最も大きくなる手法。

なお、本要綱においては、オープンソースにより作成する手法（例：ワードプレス）も自由度が高く作成できることから、フルスクラッチとみなすものとします。

(4) ECサイトを作成する上での手法を定義づけています。

ECサイト立ち上げが容易にできるパッケージを提供しているサービス（例：BASE等）を活用する手法です。コーディング等の知識がなくとも作成が可能です。

(5) ECサイトを作成する上での手法を定義づけています。

（例：楽天市場等）オンラインモールに出店をする形式であり、デザインや決済手法等は自由度が少ないが、コーディング等の知識がなくとも出店できるとともに、他の手法と比べ、高い集客力による販売が可能な手法です。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に規定する要件をすべて満たす者とする。

- (1) 中小企業者であること。
  - (2) 補助金の交付申請を行う日において、現に厚真町内に住所を有する個人または、本補助金の交付申請を行う日において、現に法人登記簿謄本上の本社所在地を厚真町内におく法人
  - (3) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
  - (4) 町税等の公租公課を滞納していないこと。
  - (5) 町長が必要と判断したときに、事情聴取、関係書類の提出、事業所の立入等の調査に応じること。
  - (6) 本補助金の交付を受けて作成したECサイトの運用を導入開始後1年以上継続すること。
- 2 前項で定める者のほか、町長が適当と認める場合、本事業の対象者とする。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の対象としない。
- (1) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
  - (2) 電子商取引機能を有さない単なるウェブサイト制作を行う者

#### 【解釈及び運用】

本条は、本要綱における対象者を示しています。

今回の事業目的として、ECサイトをビジネスとして取り組む方を支援するため、単なるウェブサイトを作成する（企業PR等）は対象外としています。

明らかにEC機能がなく、主たる目的が企業のPRとなっているものと判断される場合は、事業対象外とみなされる場合があります。

また、ECサイト運用を継続する条件を付与していることから、サイト自体は閲覧できるが、ECサイト機能を閉じている場合は、運用していないものとみなします。

本要綱に定義する中小企業者は、農業者も含まれます（中小企業基本法においては、農業者を外す文言となっていないことから）。

農業者が自らの生産物をEC販売する場合も制度利用可能な点に留意します。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に規定する事業とする。

- (1) 地域通貨決済機能付ECサイト運用事業 厚真町の地域通貨である「あつまるカード（以下「地域カード」という。）」と機能連携し、地域カードの電子マネー又はポイントによる決済機能がある、フルスクラッチ型によるオリジナルECサイトの導入または運用を実施する場合、その経費の一部を支援する事業
- (2) 自社オリジナルECサイト運用事業 決済代行会社と連携する等により、ウェブサイト内で決済機能までを有する、フルスクラッチ型またはストアフロント型による自社オリジナルECサイトの導入または運用を実施する場合、その経費の一部を支援する事業
- (3) モール型ECサイト運用事業 既存ECモールへの出店または運用を実施する場合、その経費の一部を支援する事業

【解釈及び運用】

本条は、補助対象となる事業を明確にする必要があることから、その対象事業について示しています。

いずれの事業も、新たに始める者、既存で実施しているが事業規模拡大したい者、どちらも使用可能です。

(1) 地域通貨機能付ECサイト運用事業

厚真町の地域通貨であるあつまるカード（システム名：シアゲル）とアプリケーションの連携をすることであつまるカードの情報とECサイトを紐づけすることで、同カードによる決済が可能となります。本手法は、通常の決済代行業者と契約するだけでは実施できないことから、ECサイト自体の作成自体はフルスクラッチ型である必要があります。

本町として地域通貨による貨幣循環は、地域の域内循環を高めることにもつながるため、事業立てをしています。

(2) 自社オリジナルECサイト運用事業

上記(1)からあつまるカード決済機能を外した場合の事業となります。

モール型出店と比べ自由度が高い分ECサイト作成費用が高額となります。

(3) モール型ECサイト運用事業

集客力のある既存モールに出店ページを作ることにより、ECビジネスを行う形態を指します。決済手法や大枠のデザイン等が決まっていることから、自由度は少ない反面、集客力や手軽さのメリットがあります。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定は、補助金申請前に要した経費も対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、国、北海道、町又はその他支援団体等の補助金若しくは助成金の交付を受けている経費は、補助金の対象経費から控除する。
- 4 補助金対象経費は、当該年度の4月1日から3月31日までにかかる経費を対象とする。
- 5 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 6 補助金の交付は、1回限りとする。

【別表】

交付対象事業 事業名	補助対象経費（区分・経費 の内容）	補助金の額	
		補助率	補助限度額
地域通貨決済機能付ECサイト運用事業	(1)委託料（開設または改修に係る経費、デザイン作成経費、地域カードとの連携作業に係る経費等） (2)使用料及び賃借料（サーバーのレンタルに要する初期費用、ドメイン取得費用、ASP利用に係る初期費用、地域カードとのASP連携に係る使用料、その他開設や改修に係る経費等） (3)広告料（ECサイトへ誘導するための広告に係る経費等） (4)備品購入費（ECサイト管理用パソコン等の購入に係る経費等） (5)その他町長が特に必要と認める経費	4 / 5 以 内	2,500千円 (内、広告料は200千円及び備品購入費は100千円を上限とする。)

<p>自社オリジナルECサイト 運用事業</p>	<p>(1)委託料（開設又は改修に係る経費、デザイン作成経費等） (2)使用料及び賃借料（サーバーのレンタルに要する初期費用、ドメイン取得費用、ASP利用に係る初期費用、その他開設や改修に係る経費等） (3)広告料（ECサイトへ誘導するための広告に係る経費等） (4)備品購入費（ECサイト管理用パソコン等の購入に係る経費等） (5)その他町長が特に必要と認める経費</p>	<p>1 / 2 以 内</p>	<p>1,000 千円 (内、広告料は200 千円及び備品購入費は 100 千円を上限とする。)</p>
<p>モール型ECサイト運用事業</p>	<p>(1)委託料（開設又は改修に係る経費、デザイン作成経費等） (2)使用料及び賃借料（サーバーのレンタルに要する初期費用、ドメイン取得費用、ASP利用に係る初期費用、その他開設や改修に係る経費等） (3)広告料（ECサイトへ誘導するための広告に係る経費等） (4)備品購入費（ECサイト管理用パソコン等の購入に係る経費等） (5)その他町長が特に必要と認める経費</p>	<p>1 / 2 以 内</p>	<p>300 千円 (内、広告料は200 千円及び備品購入費は 100 千円を上限とする。)</p>

## 【解釈及び運用】

本条は、補助対象となる経費を明確にする必要があることから、その対象経費について示しています。

### (1) 地域通貨決済機能付ECサイト運用事業における補助対象経費

#### ア 委託料（開設または改修に係る経費、デザイン作成経費、地域カードとの連携作業に係る経費等）

- ・コーディング、デザイン等の専門的な知識を有する作業となることから、有識者に委託し作業を行ってもらった場合の費用を意図しています。
- ・地域カードのシステムと作成したECサイトをAPI連携する必要があることから、その作業の委託経費等
- ・あくまでもECサイトの開設・改修に係る経費であることから、備品購入や広告経費等も含めて委託をした場合は、明細上、備品や広告に係る部分を除いた額を対象とします。

#### イ 使用料及び賃借料（サーバーのレンタルに要する初期費用、ドメイン取得費用、ASP利用に係る初期費用、地域カードとのASP連携に係る使用料、その他開設や改修に係る経費等）

- ・独自サイト立ち上げにはサーバーのレンタルやシステムの初期費用等が発生します。費用のうち、ECサイトの維持に必要な経費（サーバー使用料、ドメイン使用料等）は対象とするが、補助対象期間中の経費のみとし、令和7年度分の先払いは原則認めないものとする。
- ・クレジットカード決済の手数料や売り上げに応じた手数料（例：楽天の販売手数料等）は対象外となります。
- ・あつまるカードのシステム連携に必要な費用は対象とする。  
ただし、(株)あつまスタンプ会に支払うポイント発行に応じた手数料は対象外とします。

#### ウ 広告料（ECサイトに誘導するための広告に係る経費等）

- ・ECサイトの利用拡大を図るため、サイトへ誘導する広告費用等を対象としています。バナー広告費用、SEO対策費用、アフィリエイトに対する費用も対象としません。
- ・本費用は限度額を設定しています。

#### エ 備品購入費（ECサイト管理用パソコン等の購入に係る経費）

- ・ECサイトの管理等行うためパソコン等の機器が必要な場合、その経費に対して支援を行う。
- ・ECサイトに直接的に関係ない備品（商品を製造するオーブン、運ぶための車等）

は対象外とします。

- ・本費用は限度額を設定しています。

オ その他町長が特に必要と認める経費

- ・上記に掲げるほか、特認事項として承認する場合の条項

(2) 自社オリジナルECサイト運用事業における補助対象経費

ア 委託料（開設または改修に係る経費、デザイン作成経費に係る経費等）

- ・コーディング、デザイン等の専門的な知識を有する作業となることから、有識者に委託し作業を行ってもらった場合の費用を意図しています。
- ・あくまでもECサイトの開設・改修に係る経費であることから、備品購入や広告経費等も含めて委託をした場合は、明細上、備品や広告に係る部分を除いた額を対象とします。

イ 使用料及び賃借料（サーバーのレンタルに要する初期費用、ドメイン取得費用、ASP利用に係る初期費用、その他開設や改修に係る経費等）

- ・独自サイト立ち上げにはサーバーのレンタルやシステムの初期費用等が発生します。費用のうち、ECサイトの維持に必要な経費（サーバー使用料、ドメイン使用料等）は対象とするが、補助対象期間中の経費のみとし、令和7年度分の先払いは原則認めないものとする。
- ・クレジットカード決済の手数料や売りに応じた手数料（例：楽天の販売手数料等）は対象外となります。

ウ 広告料（ECサイトに誘導するための広告に係る経費等）

- ・ECサイトの利用拡大を図るため、サイトへ誘導する広告費用等を対象としています。バナー広告費用、SEO対策費用、アフィリエイトに対する費用も対象とします。
- ・本費用は限度額を設定しています。

エ 備品購入費（ECサイト管理用パソコン等の購入に係る経費）

- ・ECサイトの管理等行うためパソコン等の機器が必要な場合、その経費に対して支援を行う。
- ・ECサイトに直接的に関係ない備品（商品を製造するオーブン、運ぶための車等）は対象外とします。

(3) 自社オリジナルECサイト運用事業

ア 委託料（開設または改修に係る経費、デザイン作成経費に係る経費等）

- ・コーディング、デザイン等の専門的な知識を有する作業となることから、有識者に委託し作業を行ってもらった場合の費用を意図しています。
- ・あくまでもECサイトの開設・改修に係る経費であることから、備品購入や広告経

費等も含めて委託をした場合は、明細上、備品や広告に係る部分を除いた額を対象とします。

イ 使用料及び賃借料（サーバーのレンタルに要する初期費用、ドメイン取得費用、ASP利用に係る初期費用、その他開設や改修に係る経費等）

- ・独自サイト立ち上げにはサーバーのレンタルやシステムの初期費用等が発生します。費用のうち、ECサイトの維持に必要な経費（サーバー使用料、ドメイン使用料等）は対象とするが、補助対象期間中の経費のみとし、令和7年度分の先払いは原則認めないものとする。

- ・クレジットカード決済の手数料や売りに応じた手数料（例：楽天の販売手数料等）は対象外となります。

ウ 広告料（ECサイトに誘導するための広告に係る経費等）

- ・ECサイトの利用拡大を図るため、サイトへ誘導する広告費用等を対象としています。バナー広告費用、SEO対策費用、アフィリエイトに対する費用も対象としません。

- ・本費用は限度額を設定しています。

エ 備品購入費（ECサイト管理用パソコン等の購入に係る経費）

- ・ECサイトの管理等行うためパソコン等の機器が必要な場合、その経費に対して支援を行う。

- ・ECサイトに直接的に関係ない備品（商品を製造するオーブン、運ぶための車等）は対象外とします。

## 補助金の額

地域通貨決済が可能なECサイトは、地域通貨の利用幅を高めることに寄与することから、補助率及び補助額を高く設定しています。

モール型はデザイン等の出店費用がフルスクラッチ型の作成と比較し安価となることから、補助額を下げています。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に規定する書類を添えて、当該年度の1月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費積算書（様式第2号）
- (3) 町税等の状況調査同意書（様式第3号）
- (4) 対象経費の算出根拠となる資料
- (5) そのほか、町長が特に必要と認める書類

**【解釈及び運用】**

本条は補助金の申請に必要な書類を明確にするものです。

対象経費の算出根拠となる資料は、領収書や見積書を意味します。

(補助金の交付決定)

第8条 前条に基づく申請書類を受理したときは、規則第7条に基づき、申請者に通知するものとする。

**【解釈及び運用】**

本条は補助金の交付決定について明確にするものです、上位となる厚真町補助金等交付規則に沿った手続きのため、詳細は同規則に記載しています。

(補助事業等の変更申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、補助金の内容に関し、計画を変更しようとするときは、規則第9条第1項に基づく書類を提出するものとする。

**【解釈及び運用】**

本条は補助金の事業内容変更時の手続きについて明確にするものです、上位となる厚真町補助金等交付規則に沿った手続きのため、詳細は同規則に記載しています。

(補助事業等の変更決定)

第10条 前項に基づく書類を受理したときは、規則第9条第2項に基づき補助決定者に通知するものとする。

**【解釈及び運用】**

本条は補助金の事業内容変更決定の手続きについて明確にするものです、上位となる厚真町補助金等交付規則に沿った手続きのため、詳細は同規則に記載しています。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 補助対象経費内訳書(様式第5号)
- (3) 補助対象経費にかかる領収書等の写し
- (4) そのほか、町長が特に必要と認める書類

**【解釈及び運用】**

本条は補助金の実績報告に必要な書類を明確にするものです。

(補助金等の交付)

第12条 補助金等は、規則第10条第1項に基づき交付する。

2 概算払を受けようとする者は、規則第10条第2項に基づく補助金等概算払請求書を町長に提出しなければならない。

**【解釈及び運用】**

本条は補助金の交付方法について明確にするものです、上位となる厚真町補助金等交付規則に沿った手続きのため、詳細は同規則に記載しています。

(補助金等の額の確定等)

第13条 町長は、規則第14条の規定に基づき、補助金等の額を確定するものとする。

**【解釈及び運用】**

本条は補助金の交付方法について明確にするものです、上位となる厚真町補助金等交付規則に沿った手続きのため、詳細は同規則に記載しています。

(補助金等の決定の取り消し及び返還)

第14条 町長は、規則第15条の規定に基づき、補助金等交付の決定を取り消し、既に交付した補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

**【解釈及び運用】**

本条は補助金の決定取り消し及び返還について明確にするものです、上位となる厚真町補助金等交付規則に沿った手続きのため、詳細は記載しています。

補助金交付規則に基づく返還規定があるため、虚偽の場合等があれば、規則に基づき返還してもらいます。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は町長が別に定める。

**【解釈及び運用】**

本要綱に記載がない事項が発生した際の委任です。